

各 位

2018年8月17日

会 社 名 日本郵船株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内藤 忠顕
コード番号 9101
上場取引所 東証・名証各第一部
問 合 せ 先 広報グループ長 小磯 潮
(TEL:03-3284-5151)

日本貨物航空株式会社による行政処分に対する改善措置の提出について

本年7月20日に開示しましたとおり、当社の連結子会社で航空運送事業を営む日本貨物航空株式会社は、不適切な整備作業を実施したことなどを対象として、国土交通大臣より「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令及び業務改善命令」を受けましたが、本日同社より、処分を受けるに至った背景や問題点・要因を分析のうえ、国土交通大臣に対し改善措置が提出されましたことを下記のとおりご報告申し上げます。

お客様・株主の皆様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。なお、同社機材の運航再開につきましては全11機中2機が運航を再開しており、残りの機材は機体の健全性を確認し耐空検査を受検した後、順次復帰する予定です。

記

1. 本年7月20日に日本貨物航空株式会社を受けた行政処分の内容

整備規程・業務規程に基づかない不適切な整備と整備記録の改ざん・隠蔽行為が実施された等の事実認定に基づき、下記（1）から（7）の措置を講じる事業改善命令及び業務改善命令を受けました。

- （1）安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育の実施
- （2）安全管理体制の適切な整備
- （3）整備記録の適切な記録
- （4）航空機構造に係る適切な整備の実施
- （5）航空事故に該当する可能性のある損傷に関する適切な処置
- （6）航空機の健全性の確認
- （7）当面の間、構造に係る整備等を行わないこと

2. 日本貨物航空株式会社が国土交通大臣に対して提出した本件要因と改善措置の主な内容

I. 本件の要因と主な問題点

(1) 整備部門の背景要因に対する対策不足（業務量の増加と人員の不足）

2007年7月に自社整備体制を確立してよりB747-400Fを運航していたが、2012年よりB747-8Fを順次導入、複数機種となったため1機種に比べ整備業務量が増加した。また、2011年度に比べ2016年度には約1.6倍の機数を運航したにもかかわらず、整備部門の人員数は微増に留まり、結果として運航規模に比べ、整備部門の人員数が徐々に不足していったことが背景にあったと考えられる。

(2) 整備現業部門へのサポート不足

このような業務量増加を背景とし、整備部門のマネジメント層・スタッフ部門が整備現業部門を組織的に十分サポートできなくなり、整備現業部門により独自判断・解釈を行う環境が醸成され、整備現業部門内で経験・知識を有する者に対し意見が言えない組織風土が生まれ、その結果として今回の整備記録の改ざん、隠蔽につながったと考えられる。

(3) 嚴重注意事例に関する不十分な対策

2016年10月に国土交通省から不適切な整備作業につき嚴重注意を受けた事例の対策が効果的に機能しなかった原因は、問題発生の背景把握もふまえた対策が適切に行われなかったこと、特に実際の現場業務において役職員の安全意識とコンプライアンス意識を定着・徹底させるための具体的な施策がなかったこと、また、個人が特定されることを考慮し具体的な事例紹介が全社で展開されず、社内での情報共有と意見聴取が行われなかったこと、が今回の要因につながったと考えられる。

II. 改善措置の主な内容

(1) 整備部門の背景要因に対する対策

- (a) 人員規模に見合った運航規模への見直しを図ること（ボーイング747-8Fへの1機種化の検討を含む）。
- (b) 本年2月に全日本空輸株式会社（以下、ANAという。）と締結した「戦略的業務提携」に基づき、本年4月よりANAから5名の人的支援を受け、整備スタッフ部門と整備現業部門の強化を図った。さらに本年9月1日より、ANAから追加で3名の人的支援を受け、品質保証部門・技術部門・現業部門のマネジメント強化を図り、整備グループ全体の組織を強化すること。

(2) 整備現業部門へのサポート不足に対する対策

- (a) 整備間接部門である技術管理・生産管理・品質管理の担当者各1名を整備現業部門に常駐させ、それぞれの機能面からのサポート体制を強化すること。
- (b) 成田以外の空港の整備サポートのため、運航便が多い時間帯において、24時間体制で整備支援を行う部門の責任者を現行1名から2名に増員する。

(3) 嚴重注意事例における対応が効果的に機能しなかったことへの対策

- (a) 今回の不適切な整備と整備記録の改ざん・隠蔽の内容を全社で共有し、各部門でグループディ

スカッションを行い、全社での情報共有と意見収集を行うこと。

(b) 社長・安全統括管理者による全部署との直接的な対話機会を創出し、安全意識とコンプライアンス意識の醸成・徹底を図ること。

(c) 全役職員を対象に、安全意識とコンプライアンス意識に関する教育を実施する（階層別研修を含む）。また、マネジメント層による日常的なモニタリングや指導を実施するとともに社外有識者等による各職場の状況確認・ディスカッションにより、意識の定着を図ること。

(4) 耐空証明の有効期間の変更への対応

耐空証明更新受検を確実に実施する体制を構築し、全機の耐空検査受検（連続式から有効期間1年への変更）を速やかに実施すること。

(5) 航空機構造修理の委託体制

自社航空機の機体構造に関する整備作業への対応は、自社における整備体制の再構築が完了するまで、香港の整備会社（HAECO）及び台湾の整備会社（EGAT）による委託体制を継続するとともに今後は、迅速性の観点よりANAの支援を受ける予定であること。

3. 再発防止と当社グループにおける法令遵守の徹底

当社は、日本貨物航空株式会社の親会社として、同社が、法令・規程等の遵守と安全意識の再徹底をはじめとし、上記のとおり提出された改善措置を確実に実行すること、その内容を適宜見直し継続的な改善に取り組むこと、また、コンプライアンス体制の強化により再発防止の徹底に取り組むことを監督・支援するとともに、当社グループ全体の法令遵守の徹底に全力を尽くします。

以上